

## 議案第25号

### 職員の給与に関する条例及び栗山町職員の通勤 手当支給に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第10項及び第18項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

(栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部改正)

第2条 栗山町職員の通勤手当支給に関する条例(平成12年条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>10 管理職手当の月額は、平成20年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第17条の3第2項の規定にかかわらず、次の表に掲げる管理職手当月額から同手当月額に削減率を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>表 略</p> <p>（住居手当の特例）</p> <p>18 職員の住居手当は、平成20年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p>	<p>附 則</p> <p>10 管理職手当の月額は、平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、第17条の3第2項の規定にかかわらず、次の表に掲げる管理職手当月額から同手当月額に削減率を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>表 略</p> <p>（住居手当の特例）</p> <p>18 職員の住居手当は、平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p>

## 栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（支給額の特例）</p> <p>2 職員の通勤手当は、平成20年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、次の表の左欄中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>表 略</p>	<p>附 則</p> <p>（支給額の特例）</p> <p>2 職員の通勤手当は、平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、次の表の左欄中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>表 略</p>